

議案第19号

三田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

三田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

三田市火入れに関する条例（平成元年三田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>(火入れの中止)</p> <p>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、<u>乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは</u>、火入れを行つてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは</u>、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発令されたときは、火入れを行つてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発令されたときは</u>、速やかに消火しなければならない。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。